

特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川
(重度訪問介護従業者養成研修統合課程(通学形式研修)実施要綱)

学 則

- 1 開講の目的
 本研修は、重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排泄等の介護、特定行為（医療的ケア）の技術を習得し、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的とする。
- 2 研修事業の名称
 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）
- 3 研修の課程
 重度訪問介護従業者養成研修課程（統合課程）
- 4 研修実施者の名称・所在地（県内事業所の名称及び所在地）
 特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川
 高松市田村町 1 2 0 0 番地 1
- 5 開催期間 2 か月

6 年間開催回数及び開催時期 年間 9 回

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
←→		←→		←→		←→		←→		←→		←→
←→			←→			←→			←→			←→
←→					←→					←→		

《 ←→ で時期を明示すること 》

- 7 研修内容

講義	1 1 時間
演習	2 時間(プロセス評価 1 時間含む)
試験	0. 5 時間
実習	8. 5 時間

※実地研修を行うものは引き続き喀痰吸引等研修（第 3 号研修）で実施する。
 研修終了のために履修すべきカリキュラムは「別紙 1」のとおりとする。
- 8 研修テキスト

重度訪問介護従業者養成研修(統合課程)テキスト

 - ・ 介護職員初任者研修テキスト—DVD・確認テスト付— ミネルヴァ書房

喀痰吸引等研修（第 3 号研修）テキスト

 - ・ 喀痰吸引等研修テキスト第三号研修(特定の者対象)
 平成 30 年度障害者総合福祉推進事業 介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究 編纂委員会 編集(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社制作)
- 9 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別
 別紙「講師一覧表」(様式 1 - 3) のとおり

様式 1 - 2 (第 3 条関係)

- 10 研修実施場所 講義 特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川内多目的ルーム又は会議室
香川県高松市田村町 1 2 0 0 番地 1
演習 特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川内多目的ルーム又は会議室
香川県高松市田村町 1 2 0 0 番地 1
実習 (別紙「実習施設一覧表」(様式 1 - 5) のとおり)
- 11 受講資格
本研修受講対象者は、重度訪問介護サービスに従事する意志の有る者とする。
- 12 受講定員
本研修の一回の受講定員は 4 名までとする。なお、天災及び感染症などで社会的に混乱している場合には、研修の中止や受講生の人数制限などを検討し、別途、ホームページ等で通知する。
- 13 受講生決定方法
申込期間等は、特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川のホームページ
(<https://care-system-kg.jimdo.com/>) にて周知し、本研修の受講手続きは次のとおりとする。
(1) 研修受講希望者は、本研修機関宛てに受講申込書を提出する。提出は手渡し、郵送、FAX、mail 等で受け付ける。
(2) 募集期間終了後に受講通知書を送付する。なお、受講申請が受講定員を超えた場合は、特定の者の状況を勘案した上で受講の可否を決定し受講決定者に受講通知書を送付する。
(3) 受講決定者は、研修当日までに喀痰吸引等研修(第 3 号研修)に関するテキストを各自で準備する(喀痰吸引等研修(第 3 号研修)以外のテキストは本事業所が準備する)。
(4) 受講料は銀行振り込みにて納入する。
- 14 受講料及び支払方法
受講料(喀痰吸引等研修(第 3 号研修)以外のテキスト代を含む)は 2 0, 0 0 0 円とし銀行振込する。振り込みの場合、振り込み手数料は、振り込み側が負担とする。
なお、喀痰吸引等研修(第 3 号研修)の現地研修を同時に受講する場合は、別途、1 行為 8, 0 0 0 円を加えた額が必要となる。
- 15 受講の取りやめ等の場合の授業料の取扱い方法
受講料は銀行振り込みにて納入する。原則、納入した受講料は返還しない。
- 16 科目免除の取扱い《対象者・免除範囲・手続等》

対象者	免除できる科目及び時間
1 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業(特定の者対象)」の研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 2 時間 ・ 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① 3 時間
2 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施について」(平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)による研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② 3 時間 ・ 喀痰吸引等に関する演習 1 時間

科目免除の手続き

研修の一部免除を受けようとする者は、本事業所に対して、科目免除願に本免除規定に該当する免除対象者である事を証明する書類又は介護業務従事証明書を添付して提出する。

様式 1 - 2 (第 3 条関係)

17 研修修了の認定方法

カリキュラムをすべて履修し、喀痰吸引等研修(第 3 号研修)の試験に合格した者を研修修了と認定するため、遅刻や欠席は原則認められない。また、受講態度が著しく悪い場合は講義途中であっても退出を命じ研修受講を認めない場合がある。

なお、喀痰吸引等研修(第 3 号研修)の現地研修の可否については、重度訪問介護従業者養成研修(統合課程)では勘案しない

18 未修了者の取扱い《補講を実施する場合はその実施方法及び受講料》

出欠の確認は、基本研修全日程の朝に行い、確認する。遅刻及び欠席は原則認められないが、やむを得ない事由があると判断される場合は、別途補講を行えるものとする。

19 問合せ・申込先

特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川
〒761-8057 香川県高松市田村町 1200 番地 1
TEL : 087-866-6317 FAX : 087-866-6319
e-mail : care-system-kg@kkh.biglobe.ne.jp
HP : <https://care-system-kg.jimdo.com/>

20 その他

この学則に定めのない事項で本研修を実施する上で必要がある事項については、本研修機関と香川県と協議して定める。